

保育園入園・転園申請のオンライン申請に関する Q & A (令和 7 年度版)

※ 入園申込み全般に関する Q & A は、令和 7 年度保育施設利用申込案内 P25～29 に記載していますので、あわせてご確認ください。

目次 ※ 青文字を押すと該当の Q & A にジャンプします

1	オンライン申請全般に関すること	ページ
Q 1-1	オンライン申請を始めるために必要なもの	3
Q 1-2	オンライン申請システムからのメールが届かない	3
Q 1-3	セッションタイムアウト機能について	3
2	新規入園（転園）申請	
Q 2-1	オンライン申請の対象者	4
Q 2-2	足立区と他自治体の保育施設を併願する場合について	5
Q 2-3	事前に準備しておくこと	5
Q 2-4	4 月入所の先行公開について	5
Q 2-5	入力項目について	6
Q 2-6	氏名の入力について	7
Q 2-7	2 人以上のお子さんの申込みについて	7
Q 2-8	足立区外の認可保育施設に通所しているお子さんの申込みについて	7
Q 2-9	東京都認証保育所・企業主導型保育所等に在園のお子さんの申込みについて	7
Q 2-10	代表保護者と保護者 2 の違いについて	7
Q 2-11	続柄と性別について	8
Q 2-12	申請の一時保存機能	8
Q 2-13	一時保存完了メールを削除してしまった	8
3	必要書類の添付（アップロード）	
Q 3-1	必要書類の準備	9
Q 3-2	個人番号（マイナンバー）の申告について	9
Q 3-3	添付（アップロード）方法	9
Q 3-4	添付（アップロード）可能なファイルのサイズ上限・種類	9
Q 3-5	添付（アップロード）が上手くできない場合について	10
4	申請後の手続き	
Q 4-1	申請がきちんと届いたか・申請内容の確認	10

<u>Q 4－2 申請内容に不備があったときについて</u>	10
<u>Q 4－3 希望保育施設を変更したい</u>	11
<u>Q 4－4 必要書類を再提出したい・追加で提出したい</u>	11
<u>Q 4－5 申請内容（住所、家族構成、就労状況等）を変更・修正したい</u>	11
<u>Q 4－6 審査結果の通知</u>	12
<u>Q 4－7 オンライン申請で申込みした内容を印刷したい</u>	12
<u>Q 4－8 未出生で申請したお子さんが生まれたら</u>	12
<u>Q 4－9 申請の取下げをする方法</u>	13

1 オンライン申請全般に関すること

Q 1-1 オンライン申請を始めるために必要なもの

オンライン申請を始めるために、何か特別に必要なものはありますか。

A

オンライン申請するために必要なものは、① スマートフォン・パソコン等、② 申請者のメールアドレス の2点のみです。マイナンバーカードや、スマートフォン・パソコン等に接続する IC カードリーダーは不要です。

Q 1-2 オンライン申請システムからのメールが届かない

メールアドレスの登録をしましたが、オンライン申請システムからメールが届かないのはなぜですか。

A

メールが届かない場合は、正しいメールアドレスが入力されているか、メールの受信設定で (city.adachi.tokyo.jp) が受信できるかご確認のうえ、メールアドレスの再登録を行ってください。

また、フリーメールをご利用の場合、迷惑メールフィルタリング機能により、迷惑メール（スパムメール）として扱われている場合があります。申請からしばらく経ってもメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダや削除フォルダをご確認ください。

Q 1-3 セッションタイムアウト機能について

「一定時間の操作が無かったため、タイムアウトとなりました。」という画面が表示されました。どうすれば申請を再開できますか。また入力途中の内容は消えてしまいますか。

A

「次へ進む」や「内容を確認する」のボタンを押した後、30 分以上画面内のページを移動する操作がない場合は、セキュリティ確保のためにセッションタイムアウト（時間切れとなり、その後の入力ができない状態）になり、その時点の入力内容が自動で一時保存されます。

登録済のメールアドレス宛に申込内容一時保存メールが送信されますので、メール本文に記載されている一時保存再開用 URL から申請を再開してください。

例1) ステップ 1 の画面で「次へ進む」のボタンを押す前に、ステップ 2 の画面で 30 分以上経過した。

→ ステップ 1 の入力内容は保存されません。

例2) ステップ 1 の画面で「次へ進む」のボタンを押した後に、ステップ 2 の画面で 30 分以上経過した。

→ ステップ 1 の入力内容が保存されます。ステップ 2 の入力内容は保存されません。

（次ページ以降も Q & A が続きます）

2 新規入園（転園）申込みについて

Q2-1 オンライン申請の対象者

誰でもオンライン申請を利用することができますか。

A

以下の（１）～（３）の内容に全て該当する方が、オンライン申請をご利用いただけます。

（１）足立区内の認可保育所、認定こども園、小規模保育、保育ママの入所を希望している。

※ 東京都認証保育所、企業主導型保育施設、その他認可外保育施設へ入所を希望される方は、各保育施設に直接お問い合わせください。

（２）申込日時点と申込締切日時点で申込みをするお子さんについて以下の①から③のいずれか１つに該当する。

① 住民票が足立区にある方

② 住民票は足立区以外にあるが、入所希望月の１日までに足立区への転入予定があり、申込締切日時点で住民票がある自治体の保育施設入園担当部署から、足立区に直接申込みをするように案内があった方

※ 足立区への転入予定がない方、または足立区への直接申込みが不可の自治体にお住まいの方は、申込締切日時点で住民票がある自治体の保育施設入園担当部署に申込みください。

③ 住民票が国内になく海外にお住まいの方

※ 海外に居住している方の申込みは、世帯全員の本人確認書類（パスポート等）の添付が必要です。
また、入所審査の結果を文書で通知しますので、国内にいる親族等の住所・連絡先が必要です。足立区への住民登録後に、区内の新住所と保護者の電話番号を保育・入園課入園第一係～第三係（03-3880-5263）にお知らせください。

（３）これから生まれるお子さんの申込みをする場合、出産予定日が令和７年２月２４日（月）までの方【４月入所限定】

※ 出産予定日が令和７年２月２５日（火）以降のお子さんの申込みは、令和７年５月入所から受け付けています。

《発達に心配・障がい等があるお子さん、または医療的ケアが必要なお子さんについて》

発達に遅れや心配、障がい等があるお子さん、または保育にあたり医療的ケアを必要とするお子さんの申込みは、通常、保育・入園課の窓口での申込みとしています。

ただし、令和７年度保育施設利用申込案内１８ページ「７ 発達に遅れや心配があるお子さんの保育」に記載の、入園前発達支援児保育利用面接（保育・入園課またはこども支援センターげんきで実施）と、希望保育施設への訪問（施設長との面接）等を事前に終えた方は、オンライン申請でも申込みいただけます。

Q 2 - 2 足立区と他自治体の保育施設を併願する場合について

申込日時点と申込締切日時点で足立区に住民票がありますが、足立区内の保育施設と他自治体の保育施設を併願する場合でもオンライン申請を利用できますか。

A

他自治体の保育施設を併願される方は、オンライン申請をご利用いただけません。保育・入園課の窓口で申込みください。

Q 2 - 3 事前に準備しておくこと

オンライン申請をする前に、準備をしておくことはありますか。

A

令和 7 年度保育施設利用申込案内 P11~13 をご確認のうえ、家庭で保育ができない状況を証明する書類（就労証明書等）やご家庭の状況により提出が必要な書類（受託証明書、障害者手帳等）をご準備ください。**必要書類をすべてご用意できた方から、オンライン申請をご利用ください。**なお、オンライン申請をご利用の方は、「提出書類チェック表」、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書」、「家庭状況申告書」を用意する必要はありません。

ご準備いただいた書類をオンライン申請システムに添付（アップロード）することで、足立区に提出することができます。書類提出を紙書類で用意された場合は、スマートフォン等で撮影し、その写真を添付（アップロード）してください。PDF ファイルや Excel ファイル等のデータで用意された場合は、そのままデータをアップロードしてください。

申込みにあたり、お子さんの出生時の体重や、出産時の妊娠週数を確認する質問がありますので、事前に母子手帳等をご用意いただくと、オンライン申請がスムーズに行えます。

オンライン申請システムにアカウント登録すると、マイページからご自身が申込みした内容を確認することや、申請内容（申請フォーム）の印刷が可能です。また、入園後の在園児に関する手続きでもオンライン申請を利用した各種申請ができますので、この機会にぜひ右記二次元コードからアカウントをご登録ください。



<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/logon/form>

Q 2 - 4 4 月入所の先行公開について

4 月入所の先行公開とは何ですか。どのような手続きができますか。また、注意事項などはありませんか。

A

先行公開中は、4 月入所の申請フォームの確認・入力・入力内容の一時保存・申請送信をすることができます。

先行公開に関するご案内や注意事項は以下のとおりです。

- (1) 申込みの前に、就労証明書など必要書類をすべてご用意のうえ、申請を始めてください。**先行公開中にすべての必要書類がご用意できない方は、入力内容の一時保存まで行い、申込受付期間中に一時保存から再開して申込みください。**

- (2) 申込みが足立区に到達すると、足立区オンライン申請システムに登録されたメールアドレス宛に受付完了メールが送信されます。
- フリーメールをご利用の場合、迷惑メールフィルタリング機能により、迷惑メール（スパムメール）として扱われている場合があります。申請からしばらく経っても受付完了メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダや削除フォルダをご確認ください。
- (3) 申込内容の確認後、申請内容や添付書類に不備があった場合のみ書類再提出等をご案内します。ご案内がない場合は、問題なく受付が完了しておりますので、ご安心ください。
- (4) 先行公開中に送信された申込みの内容確認・書類再提出等のご案内は、申込受付開始日（令和6年11月20日）以降に行います。
- (5) 先行公開中に送信された申込みは、申込受付開始日（令和6年11月20日）まで「受付」または「受理待ち」となります。申込受付開始日以降に正式な申込みとして自動で「受理完了」しますので、**テスト入力の送信はお控えください**。
- (6) 入力途中で誤って送信された方や、テスト入力を送信された方は、早急に保育・入園課（03-3880-5263）にご連絡ください。
- (7) 先行公開中に送信された申込みと、申込受付期間中に送信された申込みで、**審査上の優劣がつく（有利・不利になる）ことはありません**。

Q2-5 入力項目について

オンライン申請の入力項目（設問）はどのようなものがありますか。

A

オンライン申請の入力項目は、令和7年度申請書類（提出書類チェック表、教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書、家庭状況申告書）と同じ内容です。オンライン申請では、以下の7ステップで入力していただきます。

STEP 1 申込児童の状況：氏名、生年月日、希望保育時間、健康状態、保育状況 等

STEP 2 希望保育施設：入園希望の保育施設名、きょうだい同時入園の意向（条件）確認

STEP 3 代表保護者（申請者）の状況：氏名、生年月日、住所、保育必要事由 等

STEP 4 保護者（2人目）の状況：氏名、生年月日、住所、保育必要事由 等

STEP 5 その他家族や家庭の状況：申込児童や保護者以外の生計が同一の世帯員の氏名、続柄
世帯の状況に関すること

STEP 6 必要書類の添付（アップロード）：就労証明書などの提出書類の添付（アップロード）

STEP 7 入所申込みに関するご案内

（次ページ以降もQ&Aがつづきます）

Q 2-6 氏名の入力について

氏名の入力欄にアルファベットやミドルネームを入れることはできますか。

A

氏名やフリガナの入力欄は、アルファベットでの入力や、ミドルネームを入力することができます。

4 月入所の申込みで、まだ生まれていないお子さんの申込みをされる方は、児童氏名欄に保護者（申請者）の名字と「未出生」と入力してください。（例：保育 未出生）

Q 2-7 2人以上のお子さんの申込みについて

2人以上のお子さんの申込みを同時にする場合は、どのように申請すればよいですか。

A

2人以上のお子さんの申込みを同時にする方は、一回の申請で申込みをするお子さん全員分の申請情報を入力してください。最大で5人分の申込みを同時に行うことができます。

なお、複数回に分けて申請すると、きょうだいを同時に申し込んだ場合の入所希望（同じ保育施設に入所したい等）を考慮することができません。

誤って複数回に分けて申請した場合は、申請の取下げを行い、もう一度最初から申請してください。

Q 2-8 足立区外の認可保育施設に通所しているお子さんの申込みについて

現在、足立区外の認可保育施設に通所している子どもを足立区内の認可保育所等に入所させるために申請する場合、申込区分は新規入所と転所のどちらですか。

A

申込区分は新規入所にしてください。

Q 2-9 東京都認証保育所・企業主導型保育施設等に通所しているお子さんの申込みについて

現在、東京都認証保育所・企業主導型保育施設等に通所している子どもを認可保育所等に入所させるために申請する場合、申込区分は新規入所と転所のどちらですか。

A

申込区分は新規入所にしてください。

Q 2-10 代表保護者と保護者2の違いについて

代表保護者と保護者2の違いは何ですか。

A

代表保護者は、「教育・保育給付認定および保育施設利用申込み」の申請者のことで、保護者2は申請者以外の保護者という意味です。

なお、審査結果の通知（内定通知書・待機通知書）など、足立区からの郵送物は代表保護者宛てにお送りします。

Q 2-11 続柄と性別について

続柄は誰からみた関係で入力すれば良いですか。また、性別入力欄がないのはなぜですか。

A

続柄は申込みをするお子さんから見た関係で入力してください。なお、選択肢の中から該当する続柄がない場合は「その他」を選択してください。

足立区では保育施設利用申込において、男女平等や人権尊重の観点から、性の多様性に配慮し、性別を確認する項目を設けていません。

Q 2-12 申請の一時保存機能

オンライン申請の入力途中に、入力内容を一時的に保存して、後から入力を再開することはできますか。

A

オンライン申請の入力フォームにある「保存して後で申請する」というボタンを押すと、その時点の入力内容が一時的に保存され、登録済みのメールアドレスに一時保存完了メールが自動送信されます。一時保存完了メールに記載の専用URL、またはアカウント登録済みの方で、ログイン状態のまま申込みされた方はオンライン申請システムのマイページトップにある「一時保存した申請書を確認する」から申請を再開することができます。

なお、一時保存した申請の保存期限は、最後に一時保存した日から 7 日間です。保存期限内に申請を再開し、申請完了または再度一時保存をしてください。

なお、一時保存の状態では申込みを受け付けることができません（入所の審査にかけることができません）ので、申込受付期間中に申込みを完了させてください。

Q 2-13 一時保存完了メールを削除してしまった

一時保存をしたときに受信した一時保存完了メールを削除してしまいました。メールの再発行はできますか。また、一時保存を再開する方法はありますか。

A

アカウント登録済みの方で、ログイン状態のまま申込みされた方は、オンライン申請システムのマイページトップにある「一時保存した申請書を確認する」から申請を再開してください。<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/logon/form>



オンライン申請システムから自動送信される一時保存完了メールを再発行することはできませんので、アカウントを登録されていない方・アカウント登録済みでもログインせずに申込みされた方は、一時保存の状態から再開することが出来ません。お手数ですがもう一度最初から申請を行ってください。

3 必要書類の添付（アップロード）

Q 3－1 必要書類の準備

オンライン申請で添付（アップロード）する必要書類はどのようなものがありますか。

A

オンライン申請で添付（アップロード）する必要書類は、窓口申請で提出する必要書類と同じです。令和7年度保育施設利用申込案内P11～13を確認し、ご自身に必要な書類を準備してください。

足立区書式の書類は、足立区公式ホームページ<<https://www.city.adachi.tokyo.jp/online/shinsesho/hoikushisheturiyou.html>>で PDF ファイルまたは Excel ファイルでダウンロードすることができます。

Q 3－2 個人番号（マイナンバー）の申告について

個人番号（マイナンバー）を申告したい場合は、どうすれば良いですか。

A

個人番号（マイナンバー）の申告をする方は、番号確認の書類（マイナンバーカード、通知カード等）と本人確認の書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、保育・入園課の窓口で「個人番号（マイナンバー）申告書」をご提出ください。マイナンバーの申告がない場合でも、利用調整で不利になることはありません。オンライン申請でマイナンバーが記載された書類を送信することはお控えください。

Q 3－3 添付（アップロード）方法

書類を提出するにはどうすれば良いですか。

A

お子さんの氏名や希望保育施設等の入力後、用意した必要書類を撮影し、写真を添付することで、提出が完了します。後日、必要書類の原本を再提出する必要はありません。

Q 3－4 添付（アップロード）可能なファイルのサイズ上限・種類

オンライン申請で添付（アップロード）できるファイルのサイズ上限・種類を教えてください。

A

添付（アップロード）できるファイルのサイズは、1ファイル12MBが上限です。また、添付できるファイルの種類は、以下のとおりです。ただし、圧縮したファイル（ZIP、LHA等）やパスワードを設定したファイルは受け付けることができませんのでご注意ください。

- (1) PDF (pdf)
- (2) Word (doc, docx)
- (3) Excel (xls, xlsx)
- (4) テキスト (txt)
- (5) 画像 (jpeg, jpg, png, bmp, heic)

Q 3-5 添付（アップロード）が上手くできない場合について

書類を上手く添付（アップロード）できませんでした。その場合はどうすれば良いですか。

A

通信環境の状況や、ファイルサイズが大きいものを添付（アップロード）する場合は、添付（アップロード）が完了するまでに時間がかかる場合があります。また、ファイルサイズが 12MB 以上のデータは添付（アップロード）できませんのでご注意ください。

書類を添付（アップロード）できない場合は、「申請完了」ボタンを押して、申込みを完了させた後、各入所希望月の申込締切までに「希望保育施設の変更・書類の再提出」フォームからオンライン申請でご提出ください。

4 申請後の手続き

Q 4-1 申請がきちんと届いたか・申請内容の確認

申請が届いているか確認したいです。また、申請完了後に申請内容を確認したいです。

A

申請後、申請時に登録した（アカウント登録に使用した）メールアドレス宛に「【足立区オンライン申請システム】〇〇申込受付完了のご連絡」という件名のメールが届きましたら、正常に申請が届いております。

上記メールが届かない場合は申請が区に到達していない場合がありますので、早急に保育・入園課入園第一係から第三係（03-3880-5263）にお問い合わせください。なお、お問い合わせ前に、迷惑メールボックスに自動振り分けされていないか念のためご確認ください。

オンライン申請システムのアカウント登録をされている方で、ログイン状態のまま申込みされた方は、オンライン申請システムのマイページトップにある「申請中の手続きを確認する」から申請内容を確認することができます。なお、申請日から 31 日以上経過すると、マイページトップに表示されなくなりますので、マイページメニュー内にある「申請履歴」からご確認ください。

Q 4-2 申請内容に不備があったときについて

オンライン申請で不備があった場合、そのまま不備がある状態で審査されてしまいますか。

A

オンラインで受け付けた申込みも申請内容や添付書類を確認し、不備があった場合は電話等でご連絡しております（不備がない旨の連絡を行っておりません）。受付期間内に書類の再提出をしていただければ、審査で不利になることはありませんので、ご安心ください。

なお、申込締切日付近の申込みについて、申請日の当日中に不備等のご案内は出来かねますので、期日に余裕をもって申込みください。

Q 4－3 希望保育施設を変更したい

申請完了後に希望保育施設を変更した場合はどうすればいいですか。

A

申請完了後に希望保育施設を変更する場合は、以下のフォームから手続きをしてください。なお、窓口で申込みをした方もご利用いただけます。

- ・ 令和 7 年 4 月入所の審査で変更したい
<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/1645>
- ・ 令和 7 年 5 月入所～12 月入所の審査で変更したい
<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/3201>

Q 4－4 必要書類を再提出したい・追加で提出したい

必要書類に不備があった旨の連絡を受けたので、書類を再提出したい場合はどうすればいいですか。または、必要書類が未提出だったので追加で提出したい場合はどうすればいいですか。

A

申請完了後に必要書類を再提出する、または追加で提出する場合は、以下のフォームから手続きをしてください。なお、窓口で申込みをした方もご利用いただけます。

- ・ 令和 7 年 4 月入所の審査で変更したい
<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/1645>
- ・ 令和 7 年 5 月入所～12 月入所の審査で変更したい
<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/3201>

Q 4－5 申込内容（住所、家族構成、就労状況など）を変更・修正したい

申請完了後に引越しをして住所が変わった、結婚・離婚等で家族構成が変わった、または就労開始した・退職した場合など、申込内容に変更があった場合はどうすればいいですか。

A

申請が完了した申込みについては、申請内容の修正をすることはできません。誤った内容で申込みをされた場合は、保育・入園課入園第一係から第三係（03-3880-5263）にお問い合わせください。

申込有効期間内に次のような変更があった場合は、令和 7 年度保育施設利用申込案内 P14 をご確認のうえ、該当する提出書類を提出してください。

< 保育・入園課へ届け出が必要な場合 >

- ・ 住所が変わった
- ・ 家族構成が変わった（家族が増えた・減った）
- ・ 妊娠がわかった
- ・ 就労先・就労日数・就労時間が変わった
- ・ 就労開始した・退職した 等

Q 4－6 審査結果の通知

審査結果はいつごろ、どのように通知されますか。

A

審査結果は、以下の日程で通知する予定です。現在、オンライン申請上での審査結果通知は行っておりません。なお、通知前の審査に関するお問い合わせには回答しかねますのでご了承ください。

入所希望月	審査結果	通知時期（予定）
令和 7 年 4 月入所	内定	令和 7 年 2 月 10 日頃に文書で通知
	待機（保留）	
令和 7 年 5 月～12 月入所	内定	前月 20 日～25 日頃に電話で連絡
	待機（保留）	前月 25 日以降に文書で通知（※申込みの初月のみ通知、それ以降は通知なし）
令和 8 年 1 月入所	内定	令和 7 年 12 月 15 日頃に電話で連絡
	待機（保留）	令和 7 年 12 月 20 日頃に文書で通知（※申込みの初月が 1 月入所の方のみ通知、それ以外は通知なし）

Q 4－7 オンラインで申込みした内容を印刷したい

オンライン申請で申込みした内容を、勤務先等に提出するために印刷したいのですが、どのようにすればよいですか。

A

保育・入園課では原則、**申込書の印刷・交付を行っていません**。右記の二次元コードからオンライン申請システムのマイページにアクセスし、ご自身が申請した内容を開き、画面印刷を行ってください。 <https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/logon/form>



Q 4－8 未出生で申請したお子さんが生まれたら

未出生で申請した子どもが生まれたら、どのような手続きが必要ですか。

A

出生後に「変更届」および「教育・保育給付認定（「保育の必要性」の認定）申請書兼保育施設利用申込書」の裏面（申込児童の保育状況及び健康状態）を記入し、右記の二次元コードからオンライン申請の「【未出生専用】変更届と児童の健康状態提出フォーム」で書類を添付（アップロード）してください。なお、令和 7 年 2 月 4 日（火）頃に保育・入園課から出生確認のご連絡を行う場合があります。



<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/157>

また、内定した場合は令和 7 年 5 月 1 日（木）までの復職および復職後に証明を受けた「就労証明書」の提出が必要です。待機（保留）になった場合は、令和 7 年 5 月入所の申込締切日（令和 7 年 4 月 10 日）までに復職もしくは育児休業取得後に証明を受けた「就労証明書」の提出が必要です。

Q 4－9 申請の取下げ・内定辞退をする方法

オンライン申請で申請の取下げや内定辞退をする方法を教えてください。

A

オンライン申請システムで入所申請の取下げや内定辞退を受け付けることはできません。ご希望の方は、保育・入園課入園第一係から第三係（03-3880-5263）にお問い合わせください。

「申し込み取下げ届」または「保育施設内定辞退届」を郵送いたしますので、必要事項を記入のうえ、届出書に記載されている二次元コードからオンライン申請でご提出ください。なお、届出書の原本を区役所に郵送する必要はありません。

申請取り下げ・内定辞退をした場合は、次月以降の審査対象から外れますので、再度、保育施設の利用をご希望される場合は、改めて申請書類を揃えていただき、申込みください（取下げや内定辞退の取り消しはできません）。

なお、遠方への転居が決まった・幼稚園や認可外保育施設に通うことが決まった等、**認可保育施設の申込みが不要になりましたら、速やかに申請取下げ・内定辞退のご連絡をお願いいたします。**

ひとりでも多くのご家庭が希望する保育施設へ入所できますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。